組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年五月七日

佐賀県唐津市肥前町鶴牧一一〇一番地二

合同会社脇山工業

代表社員　脇山　茂

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成三十年五月七日

東京都調布市飛田給一丁目五二番地一五

有限会社木山興業

取締役　趙　鏞吉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年四月二十四日

掲載頁　四十四頁（号外第九十一号）

平成三十年五月七日

東京都千代田区飯田橋二丁目一六番二号

日経印刷株式会社

代表取締役　林　吉男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成三十年五月七日

愛知県長久手市菖蒲池九〇一番地

有限会社中京クリーニング

代表取締役　村田　利光

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十六億六千三百四十五万円減少し、四億九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年九月二十九日

掲載頁　一二八頁（号外第二一二号）

平成三十年五月七日

大阪市中央区備後町二丁目六番八号サンライズビル一二階

株式会社ＴＡＩＹＯ

代表取締役　石川　孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千九百四十万円減少し、六千八百六十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成三十年五月七日

大阪府堺市北区百舌鳥本町二丁一四七番地

有限会社勲

代表取締役　金井　尚男

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成三十年五月七日

長野県松本市桐一丁目五番三五―一号

高英商事有限会社

代表取締役　武井香代子

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月七日

大阪府東大阪市金物町三番一〇号

株式会社クマモト

代表取締役　熊本　博

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月七日

大阪府大阪市福島区海老江一丁目二番二〇号

田中電線株式会社

代表取締役　田中　靖人

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月七日

島根県出雲市斐川町学頭八二五番地二

株式会社特産ひかわ

代表取締役　金築　豊

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月七日

北九州市八幡東区大字枝光一九五〇番地の一〇

株式会社山本工作所

代表取締役　山本　和男

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるブルボン・ドミニクが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年五月七日

東京都港区赤坂四丁目八番二〇号ＡＳＯビルディング九階

トライバッハインダストリエージー

日本における代表者　ブルボン・ドミニク

限定承認公告

本籍神奈川県秦野市堀川四七番地一五、最後の住所神奈川県大和市下鶴間三〇一番地つきみ野キャニオン三〇一

被相続人　亡　髙木　哲

右被相続人は平成三十年一月十九日死亡し、その相続人は平成三十年四月十九日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月七日

神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目四番二号横浜ブルーアベニュー二階　Ｒ＆Ｇ横浜法律事務所

相続財産管理人髙木由美子

代理人弁護士　高橋理一郎

正誤

ページ	段	行	誤	正
三	下	七	チリ共和国	チェコ共和国
三	上	終りから二	している	していた
四	三	一三	精神料	精神科
六	表中改正後欄中終りから六		前四項の規定に	第一項から第四項までの規定に
六〇二	表中改正後欄中	四	かかわらず	かかわらず
六〇二			九・七五円	九・七四円
六〇三			（印刷誤り）	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月七日付第九七号九六ページ

―ジ●同日付政府調達第八二号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）